



# 佐賀県公報

（◎印は、県例規集に登載するもの）

## 目 次

訓 令 甲

◎佐賀県守衛等服務規程の一部改正

（一六・総務法制課）一

### ○ 訓 令 甲

●佐賀県訓令甲第十六号

本 庁

佐賀県守衛等服務規程（昭和五十年佐賀県訓令甲第四号）の一部を次のように改正する。

平成十八年三月三十一日

佐賀県知事 古川康

第十条第一項第三号を次のように改める。

三 庁内において、次に掲げる行為をしようとする者があるときは、これを制止すること。

- ア 佐賀県庁舎管理規則（平成十八年佐賀県規則第五十五号）第六条又は第七条の規定に違反する行為
- イ 庁舎内で喫煙する行為
- ウ 所定の場所以外に駐車する行為
- エ その他府内の秩序を乱す行為

### 附 則

この訓令は、平成十八年四月一日から施行する。

平成18年  
3月31日  
(金曜日)  
号外第17号

申購  
込読料

一か年二八、八〇〇円(送料共)  
佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十八年三月三十日印刷及び発行  
佐賀県知事 古川康行

印刷発行定期所  
株 毎週月水金曜日  
古川総合印刷